

別表1 (委託内容 第1条、第2条、第3条、第4条、第7条、第8条関係)

工事名	〇〇区〇〇町1丁目生活道路整備工事																								
排出場所	札幌市〇〇区南〇条西〇丁目1-2-3他																								
契約期間	令和6年4月1日 から 令和6年8月31日 まで																								
積替え又は保管の有無	有 ・ 無 ※有 の場合は下の欄を記入																								
施設の名称・所在地			施設における安定型 廃棄物と他の廃棄物 との混合																						
許可(搬入)品目			保管上限量	m ³																					
廃棄物の種類、数量、適正処理に必要な情報、単価、処分方法																									
廃棄物の種類	契約単価	予定数量	適正処理に必要な情報 (性状及び荷姿など)	処分方法	最終処分先 別表2																				
	処分																								
廃プラスチック類 (普通・軽比重)	円/kg・m ³	300 kg・m ³	塩ビ混入 有・無 フレコン4袋	M M・K	18,28 7																				
塩ビ系廃プラスチック類 (塩ビ管・その他)	円/kg・m ³	kg・m ³		M M・K	7																				
混合廃棄物	円/kg	kg		M M・K	13,16,18,28 7																				
廃油 (廃塗料)	円/ℓ	54 ℓ	一斗缶3本	K D	7																				
水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	円/kg・本	kg・本		G	8																				
建設汚泥 (舗装切断泥水)	円/t	2.0 t	夾雑物 有・無	A K	14,15,17 7																				
廃アルカリ (不凍液・クーラント)	円/ℓ	ℓ		K	7																				
金属くず	円/kg	kg																							
グラスウール		2.0 m ³																							
契約期間中の 合計予定金額 (消費税別)	円	合計 予定数量	kg	ℓ	m ³ t																				
<p>注意事項</p> <p>① 塩ビ系廃プラスチック類である塩ビ管のうち当社処理後に有価物と判断されたものは売却します。</p> <p>② 廃油、廃アルカリ(不凍液・クーラント)は容器の容量で精算し、容器ごと処理します。</p> <p>③ ①の容器が金属の場合は、中間処理後回収のうえ、資源として売却します。</p> <p>④ 運搬に使用され、かつ破損がないパレットは、引取希望がない場合、そのまま荷降ろし後の保管に使用します。</p> <p>⑤ 割れた蛍光管は、処理に支障を及ぼす可能性があることから収集又は処分をお断りする場合があります。</p> <p>⑥ 建設汚泥の無機汚泥・舗装切断泥水には、最低料金を設定しています。 (収集運搬費5t未満は30,000円/回。処分費0.2t未満は5,000円/回)</p> <p>⑦ 金属くず(金属くず混合物廃棄物を含む。)のうち当社処理後に有価物と判断されたものは売却します。</p> <p>⑧ 乙(公清企業)による処理で最終処分が完了する場合は最終処分先は、空欄にしています。</p> <p>⑨ トランス・安定器はPCB不含有証明書が必要です。事前にFAXなどで証明書を送ってください。</p> <p>⑩ 搬入量が多い場合は、事前に連絡が必要です。</p>																									
<p>印紙税法に基づき、処分については、合計予定金額について下記に該当する印紙税額を貼る。(2024年4月現在)</p> <p>2号文書</p> <table border="1"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>非課税</td> <td>1千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>200円</td> <td>5千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>400円</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>1千円</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> <td>契約金額の記載のないもの</td> <td>200円</td> </tr> </table>						1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円	100万円以下	200円	5千万円以下	2万円	200万円以下	400円	1億円以下	6万円	300万円以下	1千円	5億円以下	10万円	500万円以下	2千円	契約金額の記載のないもの	200円
1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円																						
100万円以下	200円	5千万円以下	2万円																						
200万円以下	400円	1億円以下	6万円																						
300万円以下	1千円	5億円以下	10万円																						
500万円以下	2千円	契約金額の記載のないもの	200円																						

工事名、排出場所、契約期間を記入する。

該当する廃棄物の欄に予定数量、荷姿などを記入する。または、空欄に記入する。

処分施設の内容			
処分方法 (施設名)	処理能力	乙の事業の範囲	施設設置事業場の 名称・所在地・電話番号
A 脱水 (無機汚泥処理施設)	134 m ³ /日	汚泥	㈱公清企業 エコパーク 札幌市東区中沼町45番地23 電話 011-792-3770
B 脱水 (有機汚泥処理施設)	9 m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)	
C 乾燥 (有機汚泥処理施設)	80 m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)	
D 油水分離 (廃油処理施設)	40 m ³ /日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類を含む)	
E 油水分離 (無機汚泥処理施設)	8 m ³ /日	汚泥、廃酸、廃アルカリ	
F 中和 (無機汚泥処理施設)	300 m ³ /日	廃酸、廃アルカリ(pH2.0以下及び12.5以上を含む)	
G 破碎 (蛍光管破碎施設)	1.904 t/日	廃蛍光管	㈱公清企業 第2エコパーク 札幌市東区中沼町45番地57 電話 011-791-1130
H 選別 (選別施設)	5 t/日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	
I 破碎 (廃石膏ボードリサイクル施設)	80 t/日	廃石膏ボード	
J 焼成 (廃石膏ボードリサイクル施設)	36 t/日	廃石膏ボードを破碎したもの	
K 焼却 (資源リサイクル施設)	38.4 t/日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿、動物の死体(特別管理産業廃棄物を含む※)	
L 破碎 (資源リサイクル施設)	61.6 t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず	
M 選別 (資源リサイクル施設)	83.4 t/日	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	

※ 詳細は、特別管理産業廃棄物処分業許可証写し参照

別表2 (最終処分の内容 第6条関係) 別紙のとおり

担当者の連絡先を記入する。

別表3 (廃棄物情報の伝達 第3条、第8条関係)

廃棄物情報等に変更があった場合の伝達方法			
甲	担当者所属・氏名	〇〇部△△課	□□ 次郎
	電話	011-XXXX-□□12	
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX 011-XXXX-□□13 <input type="checkbox"/> 郵送 〒000-0000 札幌市〇〇区北〇条東〇丁目1-2-3	
乙	担当者所属・氏名		
	電話	011-221-8881	
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX 011-221-6501 <input type="checkbox"/> 郵送 〒060-0031 札幌市中央区北1条東15丁目140番地	

収集運搬及び処分契約で収集運搬会社が複数の場合の一覧

会社名	排出場所の許可番号	処分場所の許可番号